

## 免許申請に住民票の写しの添付が不要となりました

### 概要

酒税法施行規則（昭和37年大蔵省令第26号）（以下「規則」といいます。）の改正により、申請者の利便性向上を図る観点から、令和3年1月1日以後に提出する酒類の製造免許等の申請書について、住民票の写しの添付は要しないこととされました。

#### 【参考】

改正前の規則では、酒類の製造免許等の申請書について、住民票の写しの添付が義務付けられていました。

対象の手続は、以下のとおりです。

### 住民票の写しの添付が不要となる手続

- 酒類の製造免許の申請（規則第7条）
- 酒母又はもろみの製造免許の申請（規則第7条の2）
- 酒類の販売業免許の申請（規則第7条の3）
- 酒類の販売代理・媒介業免許の申請（規則第7条の3）

詳しくは、酒類指導官が設置されている税務署へお問合せください。